

南区市民活動ネットワーク登録基準

南区市民活動ネットワーク登録基準（平成23年4月1日施行。）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この基準は、南区役所と市民活動団体が地域又は社会における課題の解決に向けて連携を図りながら協力するとともに、市民活動団体相互が交流し、理解し、及び連携するために設ける南区市民活動ネットワークへの登録に関し必要な事項を定め、もって活力にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（登録を受けるための活動）

第2条 南区市民活動ネットワークへの登録は、次の各号のいずれかに該当する活動を行っている団体の申請により、南区役所区長（以下「区長」という。）が行う。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) 青少年の健全育成に関する活動
- (7) スポーツの振興に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に認める活動

2 次の各号のいずれかに該当する活動を行う団体は、第4条の登録の申請をすることができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 専ら団体内における趣味や娯楽を目的とする活動
- (5) 営利を目的とする活動

- (6) 特定の個人が利益を受ける活動
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容を含む活動
- (8) 次条第2項各号に掲げる団体の利益になる活動

3 前項の規定に反してなされた申請は、これを受理しないことができる。

(登録を受けようとする団体の要件)

第3条 南区市民活動ネットワークの登録を受けようとする団体は、次に掲げる要件の全てを備えていなければならない。

- (1) 区民の自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体であること。
- (2) 区内に事務所又は活動の拠点を置いていること。
- (3) 団体の組織や運営に関する事項を内容とする会則、規約その他これらに準ずるものを有していること。
- (4) 団体を構成する者の名簿（役員の役職、氏名等が明記されているもの）を有していること。

2 次の各号のいずれかに該当する団体は、登録を受けることができない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 団体を構成する者（役員等を含む。）のうちに、さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当する者がある団体

(登録の申請)

第4条 南区市民活動ネットワークの登録を受けようとする団体は、南区市民活動ネットワーク登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の組織や運営に関する事項を内容とする会則、規約その他これに準ずるもの
- (2) 団体を構成する者の名簿（役員の役職、氏名等が明記されているもの）
- (3) 事業実施計画書
- (4) 事業収入支出予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、団体の活動の内容等により必要がないと認めるときは、前項の申請書に添付すべき書類の一部を省略させることができる。

(登録の審査)

第5条 区長は、第4条の規定による登録の申請があったときは、当該団体が第2条及び第3条の規定に照らして登録することが適当な活動を行い、及び組織された団体であるかどうかを審査し、その結果を、南区市民活動ネットワーク登録・不登録通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

第6条 削除

(登録内容の変更)

第7条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が、第4条第1項の規定により提出した申請書等の内容を変更しようとするときは、南区市民活動ネットワーク登録内容変更申請書(様式第3号)に変更に係る事項を示した書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる活動を行わなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに掲げる活動を行ったとき。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかの要件を満たすこととなったとき。
- (5) 前条の規定により変更申請のあった内容が前各号のいずれかに該当すると判断されるとき。
- (6) 登録団体として適切でない活動又は組織運営が認められ、その改善のための区長の求めに対し、正当な理由なく従わないとき。
- (7) 偽りその他の不正の手段により当該登録を受けたことが判明したとき。

2 登録団体は、南区市民活動ネットワークの登録の取消しを希望するとき、又は登録団体を解散するときは、南区市民活動ネットワーク登録団体取消届出書(様式第4号)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の規定により登録の取消しを決定したときは、南区市民活動ネッ

トワーク登録団体取消通知書（様式第5号）により当該登録団体に通知するものとする。

（活動の報告）

第9条 区長は、南区市民活動ネットワーク制度の適切な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、登録団体に対し、その活動に関する書類の提出を求めることができる。

（その他）

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。